

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

評価実施時期：令和元年6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

今次改正は、外為法に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、外為法に基づく輸出貿易管理令の別表第3の地域（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除するもの。大韓民国の貿易管理に係る規制（キャッチオール規制）が不十分であることに加え、同国との信頼関係が著しく損なわれた中で、同国の貿易管理制度の適切な運用の確認が困難になったことから実施するものであり、仮に規制改正を実施しない場合、適切な輸出管理体制が維持されない可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

大韓民国の貿易管理に係る規制（キャッチオール規制）が不十分であることに加え、同国との信頼関係が著しく損なわれた中で、貿易管理制度の適切な運用の確認が困難になったこと。

【規制以外の政策手段】

今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、大韓民国向けの輸出について、輸出管

理制度を厳格に運用するための措置であり、非規制手段は考えられない。

【規制改正の内容】

適切な輸出管理体制を運用するためには、輸出貿易管理令別表3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除することが必要である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）

輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除した場合、輸出管理の厳格化（キャッチオール規制の適用等）の対応を行うためのコスト（必要に応じて、現地法人による確認や、輸入者との電話等のやりとり）がかかる。

（行政費用）

キャッチオール規制に基づき必要となる添付書類は、申請件数や添付書類は従前と比較して大幅に増えるものではなく、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の緩和ではないため該当せず。）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められる。

（規制の緩和ではないため該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握するこ とが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

事業者の輸出管理に一定の負担がかかることがありうるが、特定の事業者についてだけ負担が発生するものではなく、競争状況に負の影響は生じない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成することは、我が国としての責であり、こうした責務を果たしていくことにはかかる便益は極めて大きいと考えられる。一方で、事業者の負担も限定的であり、一定の行政費用が追加で発生するものの、これまでの審査業務等の範囲で対応可能である。

以上のことから、今回の制度改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合）

い) を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成するために、大韓民国向けの輸出について、輸出管理制度を厳格に運用するための措置であり、代替案はない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

大韓民国との信頼関係をめぐる状況や、大韓民国に関する輸出管理の状況等を踏まえ、適切に判断していく。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必

要となるものもあることに留意が必要

大韓民国との信頼関係をめぐる状況や、大韓民国に関する輸出管理の状況等を把握し、事後評価を行うこととする。